

ガス事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引に係る収入金額を控除する収入割の特例措置

対象税目：法人事業税（地方税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

○ガス事業については、ガスシステム改革を着実に実行するため、平成27年6月にガス事業法を改正。その一環として、ガス導管部門の一層の中立性を確保するため、特別一般ガス導管事業者及び特別特定ガス導管事業者においては、令和4年4月1日以降、ガス小売事業又はガス製造事業を営んではならないとされ、ガス導管事業を分離（ガス導管事業の「法的分離」）している。このような法的強制力に基づく分社化であるにもかかわらず、分社化する前は内部取引であった取引が不可避免的に外部化してグループ会社間取引等（法人間取引等）として扱われることになる。

○法的分離後のグループ会社間取引等については、適正な競争関係を阻害しない観点から行為規制が行われており、安定供給の確保やガス料金の最大限の抑制の観点から、必要な範囲に限り例外的に認められることとなっているが、当該取引等の対価はグループ会社間取引等を行ういずれの法人においても課税標準を構成することから、経済実態に変化がないにもかかわらず、追加的な税負担が不可避免的に発生することとなる。

○競争的な市場の整備を目的とするガスシステム改革により、ガスの安定供給等を阻害しないよう、不可避免的に追加的な税負担が生じることを回避することを目的としている。

当該措置の政策体系における位置づけ

○6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
（経済産業省政策評価基本計画（令和8年度～12年度）https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/kihon-keikaku/R8_R12seisakuhyoukakahonkeikaku.pdf）

② 現行制度の概要

根拠条文：地方税法第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の7、附則第9条
地方税法施行令第22条、附則第6条の2、地方税法施行規則附則第2条の10
特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第2条、第7条、ガス事業会計規則附則第1条

創設年度：令和3年度
適用期限：令和8年度
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】

○ガス供給業を行う法人の法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、ガス事業者の法的な分社化に伴い、外部化したグループ会社間の取引のうち、ガスの安定供給の確保やガス料金の最大限の抑制のために必要となる取引に係る収入金額を控除する。

減収額

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
金額（億円）	0	0.9	1.0

（出所）地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第221回国会提出）に記載の適用額に、税率を乗じて経済産業省にて算出

③ アクティビティ

○ガス事業者の法的な分社化に伴い、不可避免的に追加的な税負担が生じることを回避することにより、法的分離の対象となるガス事業者と他のガス事業者間の課税の公平性を確保し、ガス市場の競争環境を促進するとともに、ガスの安定供給を確保する。

④ アウトプット

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	0	2	2
適用額（億円）	0	116	130

（出所）適用額：地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第221回国会提出）
適用件数：資源エネルギー庁調べ

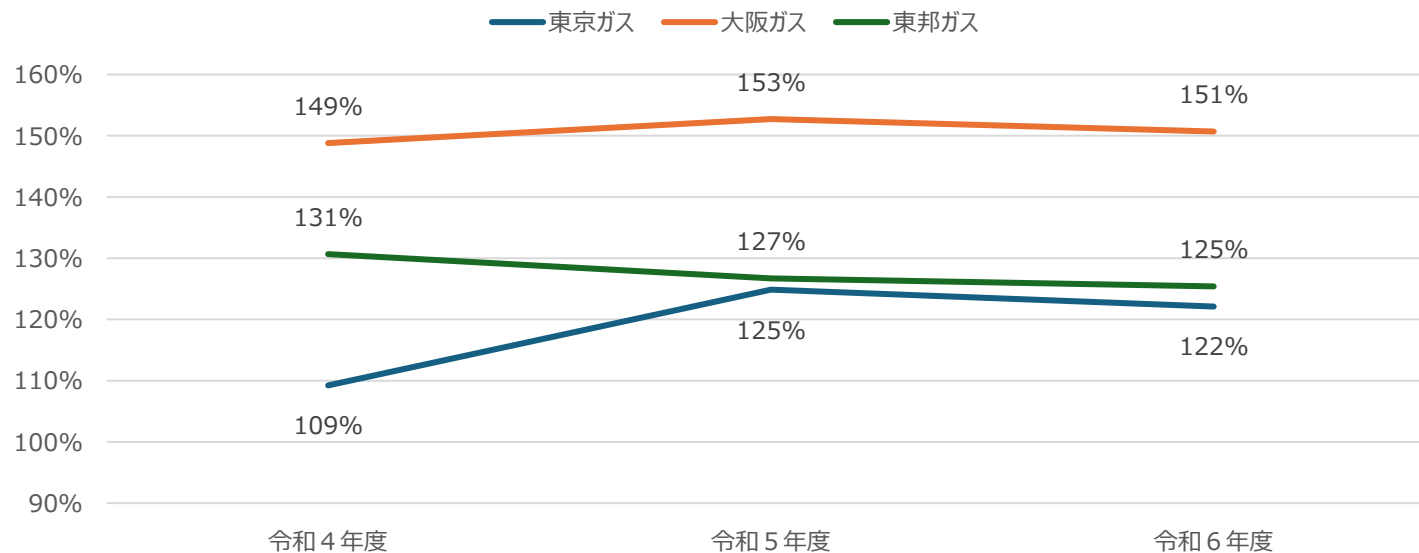
○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○租税特別措置により、法的分離により分社化されたガス事業者が、ガスの安定供給等のために必要なグループ会社間で行う取引によって得た額を課税標準から控除することによって、本来であれば課税されることのなかった追加的な税負担が回避されることから、健全な事業活動が行われる環境が担保される。
⑤ 短期アウトカム	○法的分離により分社化されたガス事業者によるガスの安定供給の確保 指標：分社化されたガス事業者の託送供給区域におけるガス供給力の確保（ガス供給量／最大ガス需要見込み） 目標値：100%以上 対象期間：令和4年度から令和6年度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○法的分離による追加的な税負担を回避することにより、ガス事業者間の課税の公平性が確保され、各地域の競争が活性化されるなど、ガス自由化市場の更なる競争的な環境が整備される。
⑥ 中期アウトカム	○各地域におけるガス事業者間の競争の促進 指標：各年度における、新規小売によるガス供給量のシェアの増加（当該年度におけるシェア／前年度におけるシェア） 目標値：100%以上 対象期間：令和4年度から令和8年度
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○ガス小売事業者の地域間競争が促進することにより、全国における需要家の選択肢が増え、ガス料金が安定するとともにガスの安定供給にも寄与する。
⑦ 長期アウトカム	○国内の供給区域におけるガスの安定供給の確保、各地域におけるガス事業者間の促進 指標：全国におけるガスの供給力の確保（ガス供給量／最大ガス需要見込み）、新規小売によるガス供給量のシェア（当該年度におけるシェア／前年度におけるシェア） 目標値：100%以上（ガス供給量／最大ガス需要見込み）、100%以上（当該年度におけるシェア／前年度におけるシェア） 対象期間：令和4年度から令和13年度

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
ガス取引報	電力・ガス取引監視等委員会が毎月公表する情報であるため
ガス事業者の小売供給計画	各社の供給区域における需要量及び供給量が把握できるため

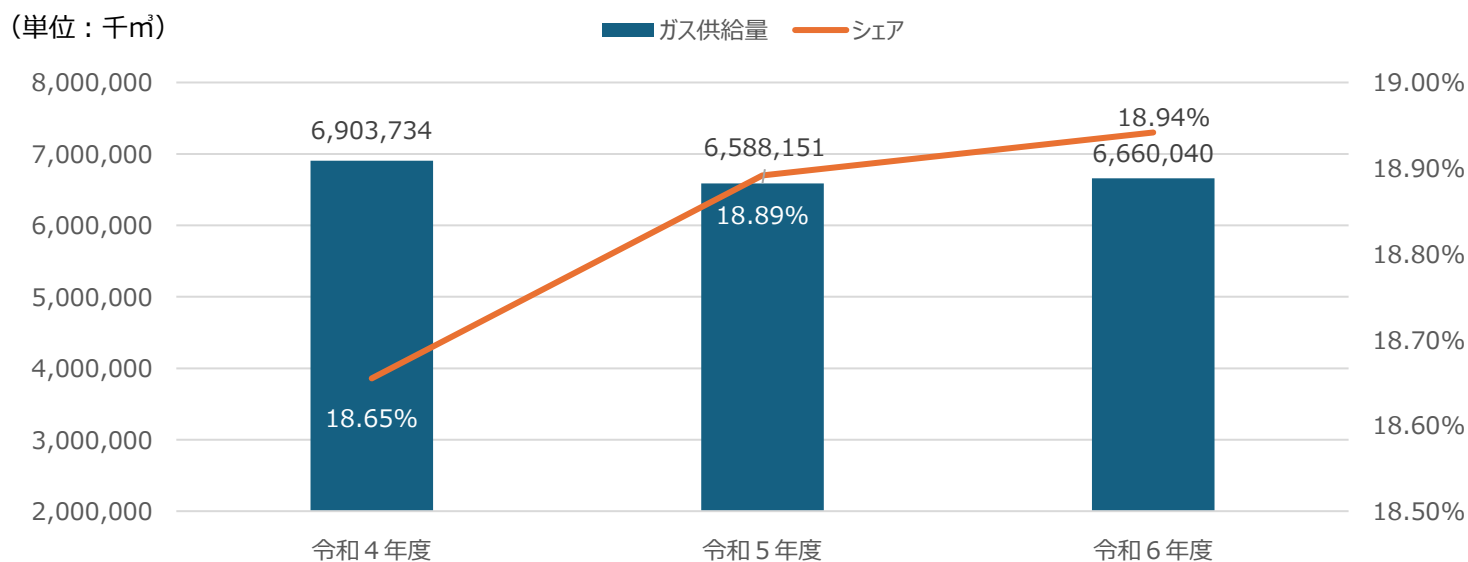
●分析手法：アウトカム指標についての時系列比較分析
 選定理由：本措置による効果の発現状況を把握できるため

分社化されたガス事業者の供給力（ガス供給量／最大ガス需要見込み）



（出典）各社の小売供給計画から資源エネルギー庁において算出

新規小売によるガス供給量・総供給量に占めるシェア



（出典）電力・ガス取引監視等委員会「ガス取引報」

○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○対象期間において、分社化されたガス事業者については、自社の供給区域において、想定される最大ガス需要量を上回る供給力を確保している。	○実績が公表されている令和6年度までにおいては、新規小売による供給量シェアが増加している。	○実績が公表されている令和6年度までにおいて、分社化されたガス事業者については、自社の供給区域において、想定される最大ガス需要量を上回る供給力を確保している。また、新規小売による供給量シェアについても、実績が公表されている令和6年度までにおいて増加している。

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	-	-	-

③ 政策効果等	○ガス事業者の分社化により不可避的に外部化された取引等による追加的な法人事業税の負担を回避することで、ガス事業者間の課税の公平性を確保し、ガスの安定供給への影響を最小限にとどめつつ、法的分離による更なる競争的な市場の整備を円滑に寄与している。		
---------	---	--	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○本措置は、ガス事業者の分社化により不可避的に外部化された取引等による追加的な法人事業税の負担を回避することで、ガス事業者間の課税の公平性を確保し、ガスの安定供給への影響を最小限にとどめつつ、法的分離による更なる競争市場の整備を円滑に進めることが目的であり、収入金課税という電気やガスといった特定の業態にのみ適用されている税制がなければ措置する必要がないものであることから、補助金等の代替手段ではなく、租税特別措置による措置が適当。		
---------------------------	--	--	--

⑤ 見直しの方向性	○収入金課税が継続される限りにおいては、継続を検討する。		
-----------	------------------------------	--	--

主担当部局 : 資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室
 共管担当部局 : なし